

## 下関市地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づく地域再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第19条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域再生推進法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書類並びに事務分担を記載した書類
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) 推進法人に指定される以前の地域再生に資する活動の実績を示す書類
- (8) 法第20条に規定する業務に関する計画書（以下「業務計画書」という。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となる書類

3 推進法人として活動を予定する地域で活動を行う他の団体が存在する場合、事業計画や活動の内容等が重複しないよう当該団体と協議、調整を行うこととし、その内容を業務計画書に明記すること。

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があつた場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第19条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定することができる。

- (1) 非営利を目的としている法人であること。

- (2) 申請者又はその母体となっている組織に、下関市内で地域再生の活動の実績があること。
- (3) 下関市内に事務所を有すること。
- (4) 業務を適正かつ確実にを行うために必要な組織体制及び人員体制を有していること。
- (5) 業務を適正かつ確実にを行うために必要な経済的基礎を有していること。
- (6) 関係行政機関や他の民間組織等と十分な連携と調整を図ることができると認められること。

2 市長は、申請者を推進法人として指定した場合は、地域再生推進法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するとともに、法第19条第2項の規定により推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

（暴力団の排除）

第4条 申請者は、前条第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、法第19条第1項の規定による指定を受けることができない。

- (1) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(変更の届出)

第5条 法第19条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書(様式第3号)により行うものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、法第19条第4項の規定により、当該届出に係る事項を公示するものとする。

3 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長と協議のうえ、変更後の内容を記した業務計画書を添えて業務変更届出書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(事業の報告)

第6条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

3 市長は、法第22条第1項の規定により、業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(改善命令)

第7条 市長は、法第22条第2項の規定により、推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取消することができる。

(1) 第5条第3項の変更の届出により、業務を行わなくなったとき。

(2) 推進法人から第3条第1項に規定する指定の取消しの申し出があったとき。

(3) 第3条第1項に規定する指定を受けた法人が解散等したとき。

(4) 法第22条第3項の規定により、前条に規定する命令に従わないとき。

2 市長は、前項の規定による指定の取消しを行う場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)の規定により聴聞を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定を取り消したときは、法第22条第4項の規定により、その旨を公示するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月11日から施行する。